

六千室ということにする、さらには自宅療養された方がしつかりアクセスできるようにするということをやつております。（長妻委員「遺族のお話を聞いて検証しますかと言つてはいる」と呼ぶ）

それで、遺族の皆さんのお話をどのように受け止め検証するのか、これについて、今ちょっとと政府としてどういう対応にあるのか確認をさせていただきたいたいと思いますが、そういうふた声も大変重要な声であると考えます。

ちょっとと今、実情を是非、厚生労働大臣を始め、今現状がどうなつてはいるか、ちょっと私もすぐ、にわかに、承知しておりますので、それを確認した上で、どうあるべきか考えたいと存じます。

○長妻委員 是非お願いをしたいというふうに思います。

そして、オミクロン株が心配でございまして、いろいろなことが言われてはいるんです、重症化しないんじゃないかというようなことも言われておられますけれども。ただ、これは、国立感染研の方と議論をしましたけれども、まだ査読済みの論文がないので、そういうデータもあるというようなレベルなので、決めつけるのは早計だ、そういう話なんですね。

その意味で、これはトップリーダーである総理にお伺いするんですが、総理も所信表明演説で最悪の事態を想定するとおっしゃいました、コロナ対策、コロナについてですね。

そこで、今非常に微妙な時期にあると思うんですけど、今日という時期がですね。というのは、やはり、国民の皆さんは、年末年始、もう既に予定

を入れておられる方も相当多いし、これから予定を、旅行とか飲み会も含めて、忘年会を含めて、新年会を含めて、ということが佳境に入っている時期に、一つ政府の中の考え方であるのは、私が漏れ聞いているのは、軽症者が多いらしのいで、このまま自然体で、飲食店とか旅行については、今まで、自然体で年末年始いこう、それでも、軽症者が多いから、来年二、三月でもベッドが足りなくなるということはないんじやないのか、こ

ういうような声も聞こえてくるんですね。

私はそれは、本当に大丈夫なのかと思うんです。私は、今は、今の時期、厳しいメッセージをやはり出す時期に来ているんじゃないのか、来週、再来週だともう皆さん行動が始まってしまいますので、と私は思うんですけれども。

そこで、総理、大方針を決める立場の総理において三干二百億円を計上して、予約不要の無料検査、これも開始するわけでありますし、飲める治療薬、そして三回目のワクチン接種、できるだけ前倒しをしていきたい。

ですから、その中の一つとして、先ほど言いました三密の回避、こうしたことについて政府としてもしつかり発信をしていきたい、このように申し上げております。

○長妻委員 いや、人の流れを絞るんですかといふふうに総理に聞いているんです、年末年始、てもしつかり発信をしていきたい、このように申

なければならぬ。今、やはり緊急避難的、予防的措置をしつかりと講じていかなければならぬと考へます。

だからこそ、

水際対策についても、このG7各

国の中で最も厳しい対策を講じているところありますし、また、今、感染者の数が低く抑えられておりまして、全ての国内新規感染者についてオミクロン株の検査を行うということで、早期探知に全力を尽くしているわけですし、そして、それに加えて、国立感染研究所等においても、マスク、手洗いに加えて、三密、これについてもしっかりと回避することを奨励するという発信をされおられます。是非、マスク、手洗いと加えて三密の回避、政府としてもしつかり呼びかけていきたいと存じます。

それに加えて、さらに、今回の補正予算において三千二百億円を計上して、予約不要の無料検査、これも開始するわけでありますし、飲める治療薬、そして三回目のワクチン接種、できるだけ前倒しをしていきたい。

ですから、その中の一つとして、先ほど言いました三密の回避、こうしたことについて政府としてもしつかり発信をしていきたい、このように申し上げております。

○長妻委員 いや、人の流れを絞るんですかといふふうに総理に聞いているんです、年末年始、てもしつかり発信をしていきたい、このように申

し上げております。

○長妻委員 いや、人の流れを絞るんですかといふふうに総理に聞いているんです、年末年始、てもしつかり発信をしていきたい、このように申

し上げております。

○長妻委員 いや、違います。もう時間ないですから。じゃ、いいです。

○岸田内閣総理大臣 まず、オミクロン株について、長妻委員御指摘のように、まだ実態が十分把握されていない、こういった状況にあるわけでありますから、これについては慎重の上にも慎重を期さ

れます。長妻委員御指摘のように、まだ実態が十分把握されていない、こういった状況にあるわけでありますから、これについては慎重の上にも慎重を期さ

ります。

○岸田内閣総理大臣 まず、オミクロン株につい

ては、長妻委員御指摘のように、まだ実態が十分把握されていない、こういった状況にあるわけでありますから、これについては慎重の上にも慎重を期さ

ります。

○長妻委員 いや、違います。もう時間ないです

から。じゃ、いいです。

○根本委員長 じゃ、まず、ちょっと実務のま

ず厚労大臣が具体的に答えてください。

○長妻委員 いや、違います。もう時間ないです

から。じゃ、いいです。

○岸田内閣総理大臣 まず、オミクロン株につい

ては、長妻委員御指摘のように、まだ実態が十分把握されていない、こういった状況にあるわけでありますから、これについては慎重の上にも慎重を期さ

ります。

○岸田内閣総理大臣 まず、オミクロン株につい

ては、長妻委員御指摘のように、まだ実態が十分把握されていない、こういった状況にあるわけでありますから、これについては慎重の上にも

した。

しかし、感染防止、オミクロンも出て、万全を期す観点から、既存ワクチンのオミクロン株への効果等を一定程度見極めた上で、優先度に応じて、追加承認されるモデルナを活用して、八か月を待たずにできる限り前倒しをするということで考えております。

○長妻委員 まずは六か月ということをお示ししていただきたかったんですけれども、例えばイギリスは、短縮して、今三か月を推奨しています。フランスは、六か月だったものを五か月にしています。韓国は、高齢者向けだけですけれども、六

か月を四か月にしております。これはオミクロンによつて相当前倒し、各國、危機感を持つてゐるところであります。

今、年内の在庫を政府に聞きますと、ファイザー、モデルナを合わせて四千万回ある。来年の契約量が、ファイザー、モデルナを合わせて一・七億回ある。まあ、ほかのメーカーだと、もっと、加えればあると思うんですけども、これは総理、是非、何か月かというめどを出していただきたいんですよ。やはり自治体、三回目の接種というのは準備が必要でありますので、六か月とかですね。八か月というのはいかにも先進国では遅い、間隔が空き過ぎるというふうに思つておりますので、これはめどを総理のリーダーシップで出すということはお考えいただけませんか、まずは六か月以内にしようというような。

○岸田内閣総理大臣 今、最後、六か月以内といふうにおっしゃいましたが、まず、これは六か

月以上の間隔で三回目の接種ができるという形で薬事承認されていますので、このことを考えますと、接種間隔は、最短でも二回目接種から六か月、六か月以下ということは、今、薬事承認との関係でそれは難しいと思つています。

ただ、度々申し上げてゐるよう、八か月も待たずにできる限り前倒しするということは申し上げています。既存のワクチンのオミクロン株への効果等も今いろいろな議論になつていて、その辺も見極めた上でどこまで前倒しをできるのか。今、在庫のお話もされましたが、現実に在庫がどうなつてゐるのか。

何よりも、やはり地方自治体において、先ほどの十万円給付を始め様々な対応が求められる、その現実、現場においてしっかりと対応できる、こういったことも勘案した上で、この八か月をどこまで前倒しするのか、丁寧に考えていくたいと思つてます。

○長妻委員 是非、先進国の中でも後れを取つてはならないので、よろしくお願ひをしたい。六か月、できる限りまずは、という目標はできると思います。

これはワクチン担当に聞きますけれども、三回目のブースターワクチンというのは、メーカーはどこにしたい、どこにするのかというのは国民の皆さんを選べるんですか。

○堀内国務大臣 三回目のブースター接種におきましては、メッセンジャーRNAのワクチンでお願いしたいというふうにお伝えしています。（長妻委員「メーカーは選べるんですか、メーカーは

」と呼ぶ）モデルナ社又はファイザー社でお願いしたいというふうにお伝えしております。（長妻委員「いや、どつちかを選べるんですか、どのメーカーか」と呼ぶ）この三回目のワクチンにつきましては、私どもいたしましてはファイザーを四百十二万回まで出させていただきました。次に、千二百万回またファイザーを、十二月十三日、十二日の週あたりに出させていただきます。そしてまた、モデルナを一月の方に一万七千回出させていただきます。そのように……（長妻委員「いや、選べるんですか、モデルナがいいとかファイザーがいいとか」と呼ぶ）

選べるかにつきましては、きつと自分の打ちたいワクチンを打つことができるということは、同じ医療機関で複数のワクチンを扱つている場合に予約の段階でワクチンを選択するのかといった御趣旨の質問だと思つてゐるんですけども、予約時に自らがどのワクチンを接種することになるか把握した上で、仮に両方のワクチンの予約枠が開放されている場合には自分の打ちたいワクチンを予約いただることになるという、予約のプロセスとしてはそういうことはあり得ますが、ただ、今の現時点としましては、三月末までに、接種対象の方々約六割にファイザー、そして四割にモデルナという割合で送らせていただきますので、その中で可能な限り予約を取つていただきたいと思っております。（発言する者あり）

○根本委員長 選べるのか。

○堀内国務大臣 済みません。先ほどのまことに

2

～ 商業施設等の管理者の皆さんへ ～

冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

外気温が低いときに、「換気の悪い密閉空間」を改善する換気と、室温の低下による健康影響の防止を両立するため、以下の点に留意してください。

- ✓ 「換気の悪い密閉空間」は新型コロナウイルス感染症のリスク要因の一つに過ぎず、一人あたりの必要換気量を満たすだけで、感染を確実に予防できるわけではなく、人が密集した空間や密接な接触を避ける措置を併せて実施する必要があります。

推奨される換気の方法

① 窓の開放による方法

換気機能を持つ冷暖房設備※や機械換気設備が設置されていない、または、換気量が十分でない商業施設等は、以下に留意して、窓を開けて換気してください。

- ※ 冷暖房設備本体に屋内空気の取り入れ口がある（換気用ダクトにつながっていない）場合、室内の空気を循環させるだけで、外気の取り入れ機能はないことに注意してください。
- 居室の温度および相対湿度を**18°C以上かつ40%以上**に維持できる範囲内で、**暖房器具を使用**※しながら、**一方向の窓を常時開けて、連続的に換気**を行うこと。
※ 加湿器を併用することも有効です。
- 居室の温度および相対湿度を18°C以上かつ40%以上に維持しようとすると、**窓を十分に開けられない**場合は、窓からの換気と併せて、**可搬式の空気清浄機を併用**すること。

窓開け換気による室温変化を抑えるポイント

- ◆ **一方向の窓を少しだけ開けて常時換気**をする方が、室温変化を抑えられます。窓を開ける幅は、居室の温度と相対湿度をこまめに測定しながら調節してください。
- ◆ 人がいない部屋の窓を開け、廊下を経由して、少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること（**二段階換気**）も、室温変化を抑えるのに有効です。
- ◆ **開けている窓の近くに暖房器具を設置**すると、室温の低下を防ぐことができますが、燃えやすい物から距離をあけるなど、火災の予防に注意してください。

空気清浄機を併用する際の留意点

- ◆ 空気清浄機は、HEPAフィルタによるろ過式で、かつ、風量が毎分5m³程度以上のものを使用すること。
- ◆ 人の居場所から10m²(6畳)程度の範囲内に空気清浄機を設置すること。
- ◆ 空気のよどみを発生させないように、外気を取り入れる風向きと空気清浄機の風向きを一致させること※。
※ 間仕切り等を設置する場合は、空気の流れを妨げない方向や高さとするか、間仕切り等の間に空気清浄機を設置するなど、空気がよどまないようにしてください。

② 機械換気(空気調和設備、機械換気設備)による方法

必要換気量を満たすことのできる機械換気設備等が設置された商業施設等は、以下のとおり換気を行ってください。

- 機械換気設備等の外気取り入れ量等を調整することで、**必要換気量(一人あたり毎時30m³)**を確保すること。
- 冷暖房設備により、居室の温度および相対湿度を**18°C以上かつ40%以上**に維持すること。

参考

必要換気量を満たしているかを確認する方法として、二酸化炭素濃度測定器を使用し、室内の二酸化炭素濃度が1000ppmを超えていないかを確認することも有効です。

- 測定器は、NDIRセンサーが扱いやすいですが、定期的に校正されたものを使用してください。校正されていない測定器を使用する場合は、あらかじめ、屋外の二酸化炭素濃度を測定し、測定値が外気の二酸化炭素濃度(415ppm～450ppm程度)に近いことを確認してください。
 - 測定器の位置は、ドア、窓、換気口から離れた場所で、人から少なくとも50cm離れたところにしてください。
 - 測定頻度は、機械換気があり、居室内の人数に大きな変動がない場合、定常状態での二酸化炭素濃度を定期的に測定すれば十分です。
 - 連続測定は、機械換気設備による換気量が十分でない施設等において、窓開けによる換気を行うときに有効です。連続測定を実施する場合は、測定担当者に測定値に応じてとるべき行動(窓開け等)をあらかじめ伝えてください。
 - 空気清浄機を併用する場合、二酸化炭素濃度測定は空気清浄機の効果を評価するための適切な評価方法とはならない※ことに留意してください。
- ※ HEPAフィルタによるろ過式の空気清浄機は、エアロゾル状態のウイルスを含む微粒子を捕集することができますが、二酸化炭素濃度を下げるることはできないためです。

令和4年2月1日
外務省 北米局
日米地位協定室

日本側から米側に対して行った日本側の措置に関する説明について、以下のとおり回答いたします。

- 米側とは、2020年7月の日米共同プレスリリースを始め、新型コロナ対応において、日本側の措置と整合的となるよう確認・連携を図ってきた。
- 例えば、2021年10月1日に日本が入国の際の待機期間を14日間から10日間に短縮した際には、その旨を米側に説明し、米側も同じく行動制限期間を10月1日から10日間とした。
- 一方、出国前検査については、2020年12月以降実施されていたが、米軍のワクチン接種が進んだことや世界的な感染状況の緩和を受け、全世界を対象とした米国防省の方針に基づき、在日米軍は昨年9月3日に出国前検査を免除していたことが昨年12月24日に確認された。
- このように、米側の措置の整合性を確保する取組に不十分な点があったことは否定できず、真摯に受け止めたい。
- こうした反省を踏まえ、今般、新たに設立された「検疫・保健分科委員会」において、日米当局間における建設的な協議を通じ、今後の感染状況も注視しながら、感染拡大の防止及び地元の方々の不安解消に向けて、保健・衛生上の課題についての日米間での連携をより一層強化していく。

(了)